

石垣港における工事・作業許可申請要領（港則法関連）

石垣海上保安部交通課

1 提出様式及び提出期日について

工事・作業許可申請書は第9号様式・A4版を使用し、着手希望日の1ヶ月前を目安に元請者が申請して下さい。

※ 第9号様式については、海上保安庁のホームページよりダウンロードすることができます。

海上保安庁申請・手続「申請・届出」

(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/info.html>)

⇒港則法 ⇒ 工事・作業又は行事許可の申請書第9号様式（工事・作業又は行事）
許可申請書ダウンロード(ワード)

2 提出部数について

申請書については本紙を1部提出して下さい。
なお、申請書の押印は不要です。

3 申請書類の綴り方

書類の綴り順がバラバラであると申請内容を把握するのが煩雑となり、その結果審査期間が長くなるほか、修正等の依頼をお願いすることがありますので、下記の標準綴り順で提出して頂けるようご協力をお願いいたします。

記

- (1) 許可申請書（様式第9号）：申請者は原則として元請け業者
- (2) 他官庁の許可届出等（写し）
- (3) 請負契約書、発注証明書等（写し）
- (4) 施工計画書：1 施工概要、2 施工位置図、3 工程表、4 施工フロー図、
5 施工方法
- (5) 安全対策：1 組織図・安全管理体制、2 安全対策等
3 水域利用者との調整状況（必要に応じて）4 緊急連絡系統図
- (6) 受講証明書受有者一覧、使用船舶一覧表等
- (7) 底質調査・磁気探査報告書等（必要に応じて）

4 第9号様式の記載要領

第9号様式

(工事・作業又は行事)許可申請書

年 月 日

石垣海上保安部長 殿

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

単に契約名のみではなく、**具体的**に記入すること。
例：・〇〇岸壁の維持管理に係わる岸壁劣化調査
・〇〇浚渫工事に伴う石垣港における浚渫作業及び浚渫土砂運搬作業

2 期間及び時間

期間は契約工期ではなく**許可申請に係る工期**を記入すること。
例：・令和〇年〇月〇日～〇月〇日（予備日〇月〇日～〇日）日出～日没
・令和〇年〇月1日～3日（実作業3日）予備日9、10日（2日間）

3 区域又は場所

施工場所を記載すること。
例：石垣港内（下記4点を結んだ範囲の海域）
① 北緯 xx-xx-xx.x 東経 xxx-xx-xx.x
② 北緯 xx-xx-xx.x 東経 xxx-xx-xx.x
③ 北緯 xx-xx-xx.x 東経 xxx-xx-xx.x
④ 北緯 xx-xx-xx.x 東経 xxx-xx-xx.x
※別添図があれば「別添〇〇参照」と記載

4 方 法

枠内に記載できない場合は「**別添〇〇〇参照**」と記載し、施工方法等の書面等を添付すること。作成要領は次頁のとおり。

5 そ の 他

枠内に記載できない場合は「**別添〇〇〇参照**」と記載し、施工方法等の書面等を添付すること。その作成要領は次頁のとおり。

担当者氏名：株式会社xxx xxx部 xxx課 海保 太郎
連 絡 先：xxx-xxx-xxxx（会社） xxx-xxxx-xxxx（会社携帯）

5 添付書類作成要領

(1) 他官庁の許可・届出等の写し

- ・ 他官庁にて審査に時間の要するものについては、許可・届出申請書の写しを添付すること。(但し、他官庁の許可後に差し替えること。)
- ・ 港湾工事・水域占有許可(市港湾課発注のものは不要)
- ・ 土砂等の受入事前協議書、建設発生土受入承認書等(埋立地への土砂等の投入がある場合)

(2) 請負契約書、注文書または発注証明書の写し

- ・ 発注者名、受注者名及び契約期間の記載があること。(請負契約書等で正式な契約が整っていない場合は打合わせの議事録等を添付し、整い次第差し替えること。)

(3) 施工計画書

イ 施工概要及び期間

- ・ 施工概要については、工事の目的及び施工方法について簡単に記載すること。
- ・ 期間については契約工期ではなく、申請期間を記載すること。

ロ 位置図

- ・ 全体図(縮尺の小さいもの)および拡大図を添付すること。

ハ 工程表

- ・ 申請期間に合わせて作成する。(陸上工事と海上工事をきちんと区別すること、特に後片付け工のような曖昧な記載はさける。)

ニ 施工フロー図

- ・ 工程表の工種に合わせて作成すること。

ホ 施工方法

- ・ 施工フロー図に合わせ、工種毎の説明(目的と施工要領記載)及び説明図を作成すること。

例：1 施工フロー図

(1) 汚濁防止膜設置工

(2) 浚渫工

2 施工方法

- (1) 汚濁防止膜設置工・・・施工区域内の浚渫に伴う汚濁流出を防ぐ為、汚濁防止膜を設置する。→ (目的)
陸上で組み立てた汚濁防止膜をクレーン台船を使用して浚渫区域に設置する。→ (施工要領)
- (2) 浚渫工・・・工事区域内の浚渫を行い、水深を確保するため。→ (目的)
グラブ式浚渫船により浚渫を行い、浚渫土砂は台船を使用して〇〇岸壁で陸揚げを行う。→ (施工要領)

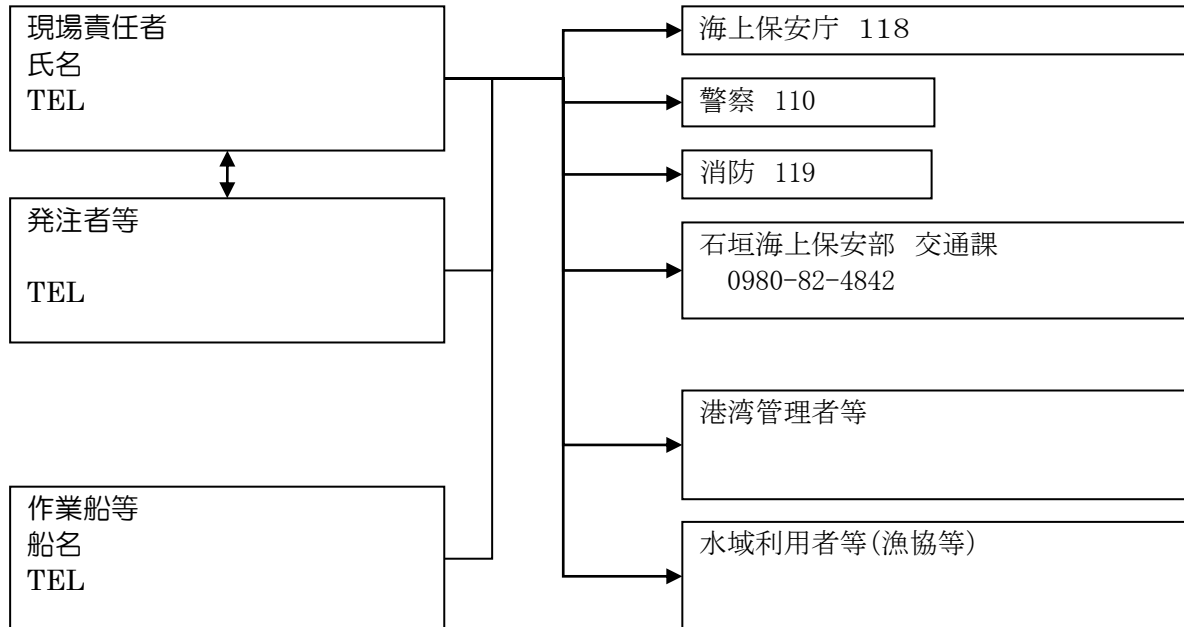
※注意事項

- ・ 専門用語を避けて、分かり易く記載する。
- ・ 狭い海域での作業の場合は作業区域から対岸までの可航幅(距離)を記入する。
- ・ 浚渫区域から土砂運搬等、定期的な船舶の運航がある場合にはサイクルタイム表を作成する。(1日あたりの運航隻数、運搬土量等を明確にする。)
- ・ 標識等を設置する場合は、標識等の性能表を添付する。(標体色、灯質、光達距離等)
- ・ 曳航作業がある場合は、曳航姿図を添付する。(曳航全長がわかるようにする。)
- ・ 資機材等の海上運搬がある場合は、運搬経路図を添付する。

(4) 安全対策

- ・別添安全対策を参照し作業内容に合わせて作成すること。
 - ・その他添付書類・・・作業船避難位置図、夜間停泊位置図等

(5) 緊急連絡系統図記載例



(6) 警戒船の配備について

- ・警戒船が配備される場合は別添「受講証明書受有者一覧」を添付すること。

(7) 関係先への周知状況

- ・船舶交通に影響のある工事作業については、周知用ポスター等を作成し関係先に周知を行うとともに申請書に添付すること。

(8) 使用船舶一覧表

- ・船舶を使用する場合は別添「使用船舶及び操縦者一覧表」を添付すること。

(9) 各資格受有者一覧表

- ・各資格（潜水士等）が必要な作業を行う場合は、別添「各資格受有者一覧表」を添付すること。

(9) その他

磁気探査結果報告書

- ・浚渫、床掘り及び杭等の打込みがある場合に添付すること。

5 その他の注意事項

- (1) 作業内容に変更等が生じた場合は内容一部変更許可申請書を変更前に提出すること。
(変更内容によって提出書類が異なるので事前に相談してください。)
- (2) 平成 17 年 11 月 1 日以降、船舶交通の実態がほとんどない水域における小規模な作業、当該施設の管理者が発注する施設の維持のための小規模な作業等、港則法の目的である港内の整理整頓及び船舶交通の安全確保に影響を与えない工事又は作業については、石垣海上保安部長の許可は要しません。(許可の要否についての判断は、当課にお問い合わせください。)

お問い合わせ先
石垣海上保安部 交通課
0980-82-4842

6 安全対策記載例

※安全対策記載例はそのまま使用せずに、申請工事等の形態にあったものにかえて記載してください。

※船舶の使用がある場合

共通安全対策記載例

- 1 現場には許可書（本書）又は写しを携行し、同書記載の安全対策を含む各記載事項をすべての作業員に予め周知徹底します。
- 2 現場には専従の警戒要員を配置し、警戒にあたります。
- 3 工事作業においては、港則法、海上衝突予防法等の関係法令を遵守するとともに、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げます。
- 4 通航船に支障がある場合は作業を中断し、警戒船等による注意喚起を実施し状況に応じて作業船を移動するか又は、アンカーワイヤーを緩めて通航路を確保します。
- 5 夜間作業は実施しません。（※実施する場合は、理由書を添付すると共に別途夜間作業の安全対策を定めること）
- 6 作業開始前には、船舶等の始業点検を実施します。
- 7 作業船等の乗組員および作業員には救命胴衣等の保護具を装着させます。
- 8 材料、資機材等が海面へ落下しない様な措置を講じます。
- 9 流出のおそれがあるものには、所有者名連絡先を明記します。また、これらの係留、設置にあたっては、流出の防止に努めます。
- 10 万一、工事用資機材等の流出等があった場合は、発見回収に努めます。
- 11 気象情報、特に注意報等の発表に留意し、次の場合は作業を中止するとともにこれ以下であっても現場責任者の判断により状況に応じ中止します。
風速 10m/s 以上、波高 1.0m 以上、視程 1,000m 以下
台風・津波に関する注意報、警報発表された時及び大雨注意報が発表された時
- 12 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「緊急時連絡系統図」により関係先へ速報します。
- 13 資格の有する作業は必ず有資格者にて行います。受有資格については別添「各資格受有者一覧表」のとおりです。
- 14 作業船等を係留するワイヤー等は、緊張による切断やフェアリーダーやビットから外れる危険があるため、事前に危険性について作業員に周知徹底し、手足を挟まれないよう合図者を配置して合図に従い作業を行う。
- 15 台風や荒天が予想される場合は、作業に従事する船舶を早めに安全な水域に避難させます。

-
- 16 作業中は、常時警戒船を配備します。

〔※警戒船を配備する場合に記載〕

- 17 作業船のアンカー位置を示す標識（※形状・灯色・灯質等を記入のこと）を設置します。

〔※起重機船等の作業船がアンカーして作業する場合に記載〕

- 18 爆発物らしきものの発見時は直ちに作業を中止するとともに関係官庁に速報し、指示に従います。また、現場保存（目印等の設置）を実施し付近水域利用者へ危険物の存在を周知します。

〔※磁気探査を実施する場合に記載〕

- 19 作業区域内のバースに船舶が係留中は、作業は実施しません。

〔※作業区域内にバースがある場合に記載〕

※安全対策記載例はそのまま使用せずに、申請工事等の形態にあったものにかえて記載してください。

※ 船舶の使用がない場合

共通安全対策記載例

- 1 現場には許可書又は写しを携行し、同書記載の各事項をすべての作業員に予め周知徹底します。
 - 2 現場には専従の警戒要員を配置し、警戒にあたります。
 - 3 夜間作業は実施しません。
(※実施する場合は、理由書を添付すると共に別途夜間作業の安全対策を定めること)
 - 4 作業員には救命胴衣等の保護具を装着させます。
 - 5 材料、資機材等が海面へ落下しない様な措置を講じます。
 - 6 流出のおそれがあるものには、所有者名を表示します。また、これらの係留、設置等にあたっては、流出の防止に努めます。
 - 7 万一、工事用資機材等の流出等があった場合は、発見回収に努めます。
 - 8 気象情報、特に注意報等の発表に留意し、次の場合は作業を中止するとともにこれ以下であっても現場責任者の判断により状況に応じ中止します。
風速 10m/s 以上、波高 1.0m 以上、視程 1,000m 以下
※台風・津波に関する注意報、警報発表時
 - 9 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「緊急時連絡系統図」により関係先へ速報します。
 - 10 資格の有する作業は必ず有資格者にて行います。
-
- 11 作業区域内のバースに船舶が係留中は、作業は実施しません。
〔※作業区域内にバースがある場合に記載〕

※安全対策記載例はそのまま使用せずに、申請工事等の形態にあったものにかえて記載してください。

潜水作業の安全対策記載例（※フーカー式・スクーパー式等の別を記入）

- 1 作業前には潜水者の健康状態の確認および潜水器材の点検・整備を行います。
- 2 作業中は潜水土船上（※潜水土船を使用しない場合は、栈橋上等の設置場所を記入）に、**国際信号旗A旗を示す信号板**を掲げるとともに、見易い場所に「潜水作業中」と表示した看板を掲げます。
- 3 潜水土船上（※潜水土船を使用しない場合は、栈橋上等）には補助員及び専従の警戒要員を配置し、接近する船舶があれば旗やハンドマイク等により、注意を喚起します。
- 4 潜水作業を実施する前には現場の作業員や作業船に対し十分に周知します。
- 5 潜水土と見張り員との連絡は水中電話
（※その他の方法を使用する場合は、具体的な方法を記入）で行ないます。
- 6 潜水作業は、潜水土の出す排気音及び泡の浮上位置に注意し、常に潜水土の動向を把握します。
- 7 潜水作業は、潜水作業安全施工指針（国土交通省港湾局監修）に基づき実施します。
- 8 潜水作業は**2名1組**のバディー潜水にて実施します。〔※スクーバ式の場合〕
- 9 推進器や船底弁等による事故を防止するため、事前に船舶の責任者と十分な打ち合わせを行い、事故防止のための措置が講じられたことを確認してから作業を開始します。
〔※船底付近での作業を実施する場合に記載〕
- 10 潜水作業を実施することについては、バース管理者（※具体的な名称を記入）と調整済です。
〔※バース付近で作業を実施する場合に記載〕
- 11 夜間における潜水作業はありません。

土運船、起重機船等の曳航作業の安全対策記載例

- 1 曳航作業中、航行中の一般船舶に支障のないことを確認し、航行します。
- 2 土運船（※起重機船等の場合には、それを記入）の乗組員には、救命胴衣を着装させます。
- 3 積載土砂の流出のないよう十分な対策を講じます。

夜間作業の安全対策記載例

- 1 作業に必要な照度が得られる様に、照明器具を配置し、安全を確保します。
- 2 照明の点灯に際しては、航行船舶の操船者に対し眩惑を与えることの無い様に照度、照射方向等を考慮します。
- 3 作業船等の船舶には法律で定められた灯火を表示し、事故防止に努めます。

※ 停泊中は作業船に宿直を配置し緊急時に備えます。

※ 夜間停泊中は荒天等の緊急時に備え、船員・作業員との連絡体制を万全にいたします。

磁気探査における爆発物発見時の対応記載例

爆発物らしきものの発見時は直ちに作業を中止するとともに関係官庁に速報し、指示に従います。
また、現場保存（目印等の設置）を実施し付近水域利用者へ危険物の存在を周知します。

浚渫作業関連

- ジェットポンプを使用する際は、海底環境を変化させないことに留意しできるだけ撒き散らさないように実施します。（ジェットポンプ使用時）
- 浚渫土砂を瀬取り（陸揚）する際は海底に土砂が流出しないように措置を施します。

仮設足場等設置関連

足場設置期間中は維持管理を行うとともに、設置した標識灯・足場は毎日点検し不具合が確認されれば速やかに現状復旧いたします。

また、工事に先立ち海洋施設の設置の届出を石垣海上保安部警備救難課へ提出します。

[illegible][illegible]

使用船舶及び操縦者一覧表

使 用 目 的				
船 名				
船 舶 番 号				
総 ト ン 数				
船 舶 寸 法				
形 式 ・ 能 力				
用 途				
船 舶 所 有 者				
航 行 区 域				
旅 客				
船 員				
その他の乗組員				
計				
有 効 期 限				
交 付 機 関				
電 話 番 号				
船 長 氏 名				
生 年 月 日				
本 籍				
免 許 種 類				
免 許 番 号				
交 付 年 月 日				
有 効 期 限				
備 考				

[illegible][illegible]

(工 事 ・ 作 業) 許 可 申 請 書

年 月 日

石垣海上保安部長 殿

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

担当者氏名：

連 絡 先：

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請書は、1通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第9号様式

(工 事 ・ 作 業) 許 可 申 請 書
(内 容 一 部 変 更 許 可 申 請 書)

年 月 日

石垣海上保安部長 殿

申請者所属・氏名

- 1 目的及び種類
- 2 期間及び時間
- 3 区域又は場所
- 4 当初許可番号等
- 5 変更内容
- 6 変更理由
- 7 変更期間及び時間
- 8 その他

担当者氏名：
連 絡 先：

当初許可から変更が生じ、追加の許可申請を行う際の記載要領

第9号様式

(工 事 ・ 作 業) 許 可 申 請 書
(内 容 一 部 変 更 許 可 申 請 書)

年 月 日

石垣海上保安部長 殿

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

※当初許可の内容と合わせる

2 期間及び時間

※当初許可の内容と合わせる

3 区域又は場所

※当初許可の内容と合わせる

4 当初許可番号等

※当初許可番号と許可日を記載

例：許可第○号（令和 x 年 x 月 x 日）

5 変更内容

※変更となった内容を追加

例：作業時間の延長、作業期間の延長、施工内容の変更 など

6 変更理由

※変更内容の理由を記載

例：当初陸上工事で行う予定であったが、海上作業で行う必要があることから など

7 変更期間及び時間

※変更となる作業を行う日を記載

例：許可の日から当初許可の最終日（令和 x 年 x 月 x 日まで）

令和 x 年 x 月 x 日から令和 x 年 x 月 x 日まで（日出から日没）

8 その他

※安全対策、追加となった作業等の内容を記載

例：安全対策等は当初許可（許可第○号（令和 x 年 x 月 x 日））により行います。

なお、追加となった作業内容については、別添○のとおりです。 など

担当者氏名：

連 絡 先：